

かごしまコンパクトなまちづくりプラン (立地適正化計画)

届出の手引き



平成 29 年 3 月 17 日
(初版)

鹿児島市都市計画課

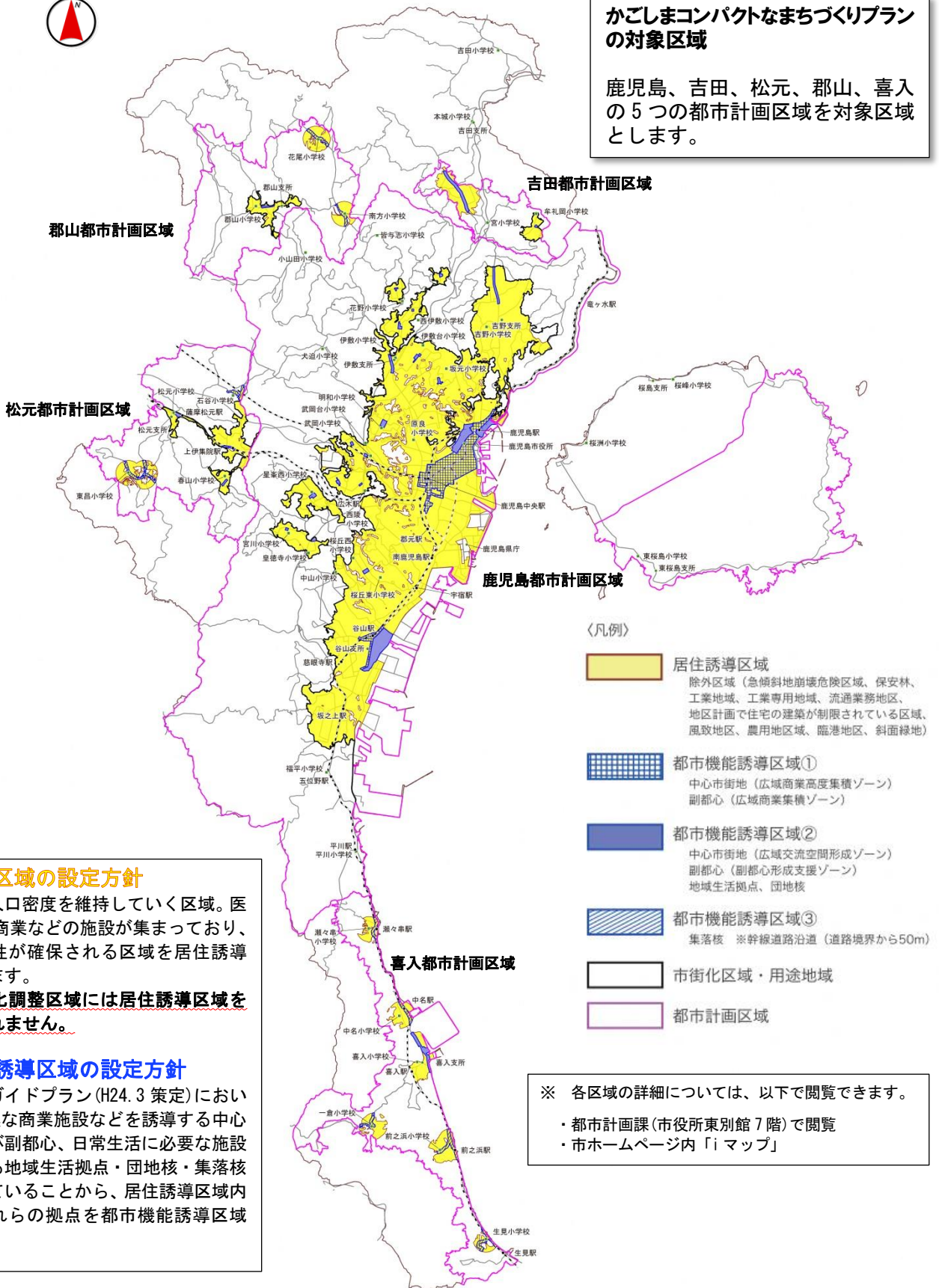
1 かごしまコンパクトなまちづくりプランの概要

(1) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域



かごしまコンパクトなまちづくりプランの対象区域

鹿児島、吉田、松元、郡山、喜入の5つの都市計画区域を対象区域とします。



〈凡例〉

- 居住誘導区域
除外区域（急傾斜地崩壊危険区域、保安林、工業地域、工業専用地域、流通業務地区、地区計画で住宅の建築が制限されている区域、風致地区、農用地区、臨港地区、斜面緑地）
- 都市機能誘導区域①
中心市街地（広域商業高度集積ゾーン）
副都心（広域商業集積ゾーン）
- 都市機能誘導区域②
中心市街地（広域交流空間形成ゾーン）
副都心（副都心形成支援ゾーン）
地域生活拠点、団地核
- 都市機能誘導区域③
集落核 ※幹線道路沿道（道路境界から50m）
- 市街化区域・用途地域
- 都市計画区域

居住誘導区域の設定方針

将来的に人口密度を維持していく区域。医療、福祉、商業などの施設が集まっており、生活利便性が確保される区域を居住誘導区域とします。

※ 市街化調整区域には居住誘導区域を定められません。

都市機能誘導区域の設定方針

土地利用ガイドプラン（H24.3策定）において、大規模な商業施設などを誘導する中心市街地及び副都心、日常生活に必要な施設を誘導する地域生活拠点・団地核・集落核を設定していることから、居住誘導区域内にあるこれらの拠点を都市機能誘導区域とします。

※ 各区域の詳細については、以下で閲覧できます。

- ・都市計画課（市役所東別館7階）で閲覧
- ・市ホームページ内「iマップ」

(2) 誘導施設



□都市機能誘導区域①・・・中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)、副都心(広域商業集積ゾーン)

- ・商業施設(※¹店舗面積 1,000 m²以上)
(ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等(銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関及びこれらの※²代理業を営むもの、株式会社商工組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫)

「銀行等」に該当する主なもの……④

- ・銀行(銀行法に基づくもの)
- ・農林中央金庫
- ・信用協同組合
- ・信用金庫
- ・労働金庫
- ・農業協同組合
- ・漁業協同組合
- ・株式会社商工組合中央金庫
- ・銀行窓口を有する簡易郵便局 など



□都市機能誘導区域②・・・中心市街地(広域交流空間形成ゾーン)、副都心(副都心形成支援ゾーン)、地域生活拠点、団地核

- ・商業施設(※¹店舗面積 1,000 m²以上 10,000 m²未満)
(ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等(銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関及びこれらの※²代理業を営むもの、株式会社商工組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫) ……上記④と同じ



□都市機能誘導区域③・・・集落核

- ・物品販売業を営む店舗(※¹店舗面積 150 m²以上)
(ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等(銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関及びこれらの※²代理業を営むもの、株式会社商工組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫) ……上記④と同じ

※1 「店舗面積」

大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積

※2 「代理業を営むもの」

金融庁の公開している「銀行代理業者許可一覧」、「郵便局銀行代理業者許可一覧」、「信用金庫代理業者許可一覧」、「労働金庫代理業者許可一覧」及び「信用組合代理業者許可一覧」に掲載されている又は掲載が見込まれるもの。

2 届出制度概要

(1) 目的

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発などの動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きなどを、市が把握することを目的としています。

(2) 運用開始

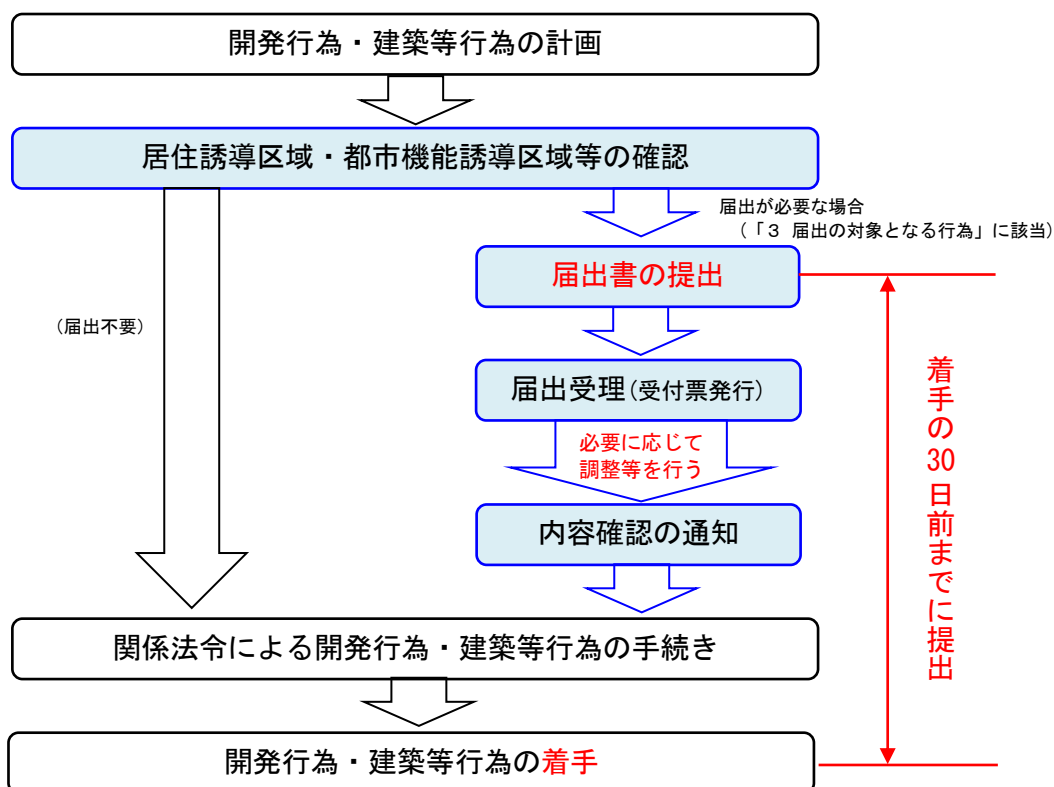
届出は、平成 29 年 3 月 31 日（都市再生特別措置法第 81 条第 15 項の規定に基づき、かごしまコンパクトなまちづくりプランを公表する日）から必要になります。

(3) 届出・相談窓口

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課（本庁 東別館 7 階）

TEL：099-216-1378

(4) 届出の手続き



☆ 届出制度の効果的な運用のため、開発許可申請（都市計画法第 32 条に基づく事前協議申出）や建築確認申請等に先行して届出されるようご協力をお願いします。
また、事前のご相談もご検討ください。

(5) 届出に対する市の対応

届出を受理した後、届出内容を確認して、副本に通知書を添えて返却します。

ただし、届出内容のとおり行為が行われると、何らかの支障が生じると判断した場合は、調整等を行うことがあります。

(6) その他留意事項

- 虚偽の届出や、届出をしないで届出が必要となる開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定が適用されることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）
- 「開発行為」とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」のことをいいます。
なお、「区画形質の変更」については、鹿児島市宅地開発技術指針 3-1-3で定めるもので、面積要件は除いたものとします。（例えば、区域区分のない都市計画区域(非線引き都市計画区域)で、区画の変更を伴った 2,000 m²の届出対象の開発を行う場合、開発行為に該当します。この場合、開発許可は要しませんが、届出が必要となります。）



3 届出の対象となる行為

(1) 住宅開発等に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、着手の30日前までに市長への届出が必要となります。(法第88条第1項)




要 …届出が必要な行為

不要 …届出を要しない行為

【開発行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



例

- ①の例示
要  3戸の開発行為
- ②の例示
要  1,300㎡ 1戸の開発行為
- 不要**  800㎡ 2戸の開発行為

【建築等行為】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

例

- ①の例示
要  3戸の建築行為
- 不要**  1戸の建築行為

※ 「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

(2) 誘導施設の整備に関する届出

立地適正化計画の区域(都市計画区域)のうち、

- ・都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合(P7 参照)
 - ・設定外の誘導施設について、都市機能誘導区域内で、以下の行為を行おうとする場合(P8 参照)
- 着手の30日前まで**に市長への届出が必要となります。(法第108条第1項)

要

…届出が必要な行為

不要

…届出を要しない行為

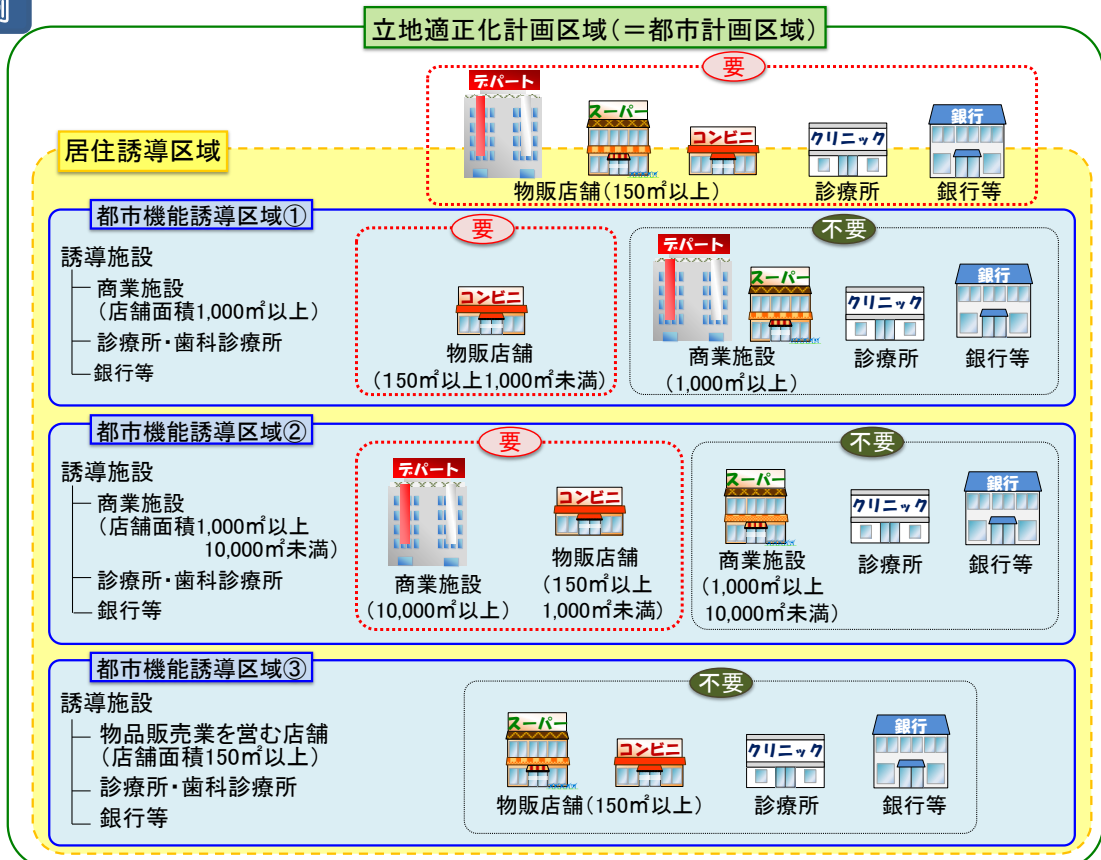
開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

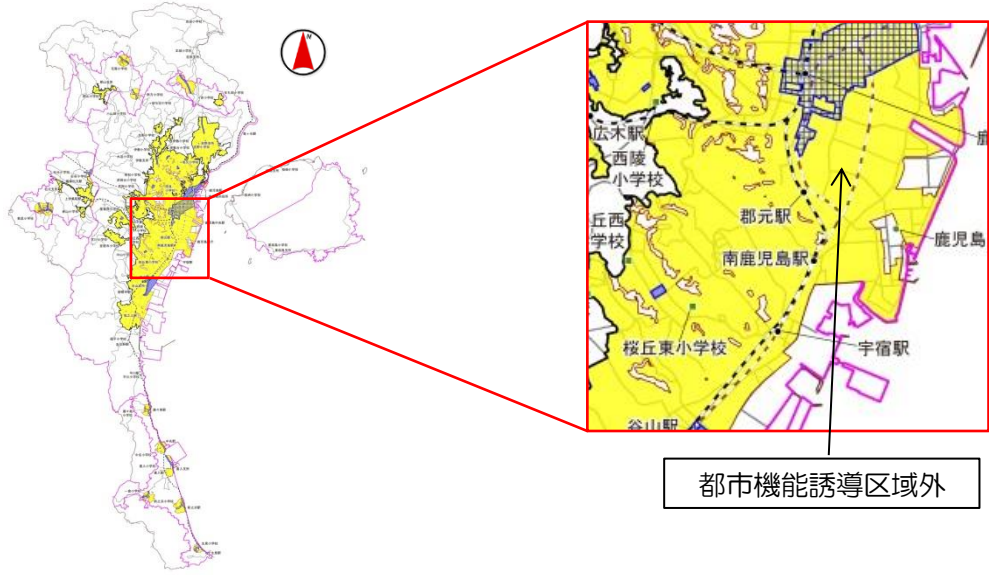
例



※「店舗面積」…大規模小売店舗立地法に規定する小売業を行うための店舗の用に供される床面積
 ※ 都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従います。

【誘導施設の整備に関する届出の具体例(Ⅰ)】

(Ⅰ) 都市機能誘導区域外の区域に、店舗面積3,000㎡の商業施設を新築する場合



都市機能誘導区域外

★届出が**必要**になります。

都市機能誘導区域①や都市機能誘導区域②の誘導施設には、以下のとおり、「店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設」を設定しています。
 これらの区域外である都市機能誘導区域外で、店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設を新築するため、届出が必要となります。

誘導施設

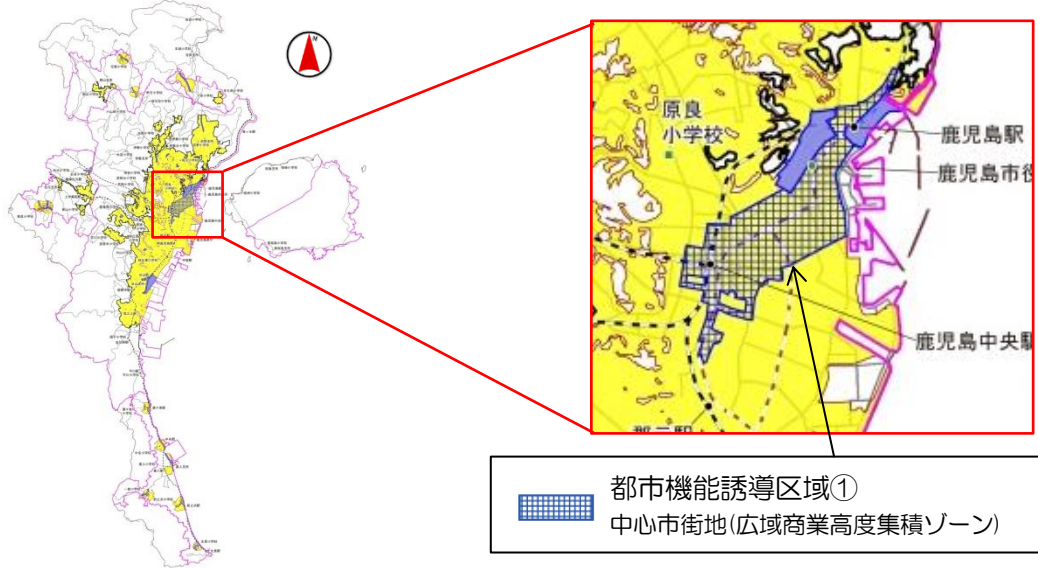
- 都市機能誘導区域①・・・中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)、副都心(広域商業集積ゾーン)
 - ・商業施設(*1 店舗面積 1,000 ㎡以上)
 - ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
 - ・銀行等
- 都市機能誘導区域②・・・中心市街地(広域交流空間形成ゾーン)、副都心(副都心形成支援ゾーン)、地域生活拠点、団地核
 - ・商業施設(*1 店舗面積 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満)
 - ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
 - ・銀行等

※1 「店舗面積」

大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積

【誘導施設の整備に関する届出の具体例(Ⅱ)】

(Ⅱ) 都市機能誘導区域①(中心市街地(広域商業高度集積ゾーン))の区域に、
店舗面積250㎡のコンビニエンスストアを新築する場合



★届出が**必要**になります。

都市機能誘導区域①(中心市街地(広域商業高度集積ゾーン))の誘導施設は、以下のとおり、「店舗面積1,000㎡以上の商業施設」を設定しており、店舗面積250㎡のコンビニエンスストアは誘導施設に含まれません。

一方、都市機能誘導区域③の誘導施設には、「店舗面積150㎡以上の物品販売業を営む店舗」を設定しており、店舗面積250㎡のコンビニエンスストアは、この区域の誘導施設となります。

都市機能誘導区域①に設定外の誘導施設を、都市機能誘導区域①の区域で新築するため、届出が必要となります。

誘導施設

□都市機能誘導区域①・・・中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)、副都心(広域商業集積ゾーン)

- ・商業施設(*1 店舗面積1,000㎡以上)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等

□都市機能誘導区域③・・・集落核

- ・物品販売業を営む店舗(*1 店舗面積150㎡以上)
- ・診療所、歯科診療所(医療法に基づく)
- ・銀行等

※1 「店舗面積」

大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積

4 届出の書類等

(1) 住宅開発等に関する届出

届出対象 行為	開発行為の場合	建築等行為の場合
	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出様式	様式－1	様式－2
添付書類	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1,000以上) ②設計図(縮尺1/100以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ①・付近見取り図 ②・立面図(宅地分譲の場合は不要) ・各階平面図(宅地分譲の場合は不要) ③・位置図 ・土地利用計画図又は配置図 ・求積図(開発区域の面積)	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺1/100以上) ②住宅等の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺1/50以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ①・配置図 ②・立面図(2面以上) ・各階平面図 ③・位置図 ・求積図(敷地面積)
届出部数	2部(正本・副本)	

注1) 届出内容の変更

上記の届出内容を変更する場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出(様式－3及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類)が必要となります。(都市再生特別措置法第88条第2項)

注2) 届出を要しない軽易な行為

住宅等(3戸以上の住宅)で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、建築物を改築し、又はその用途を変更してこれらの住宅等とする行為については、届出を要しない場合があります。(都市再生特別措置法第88条第1項ただし書き)

注3) 居住誘導区域内外の一体的な土地利用の場合

居住誘導区域内外で一体的な土地利用による上記の届出対象行為を行う場合、開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が居住誘導区域外の場合は、届出が必要になります。

(2) 誘導施設の整備に関する届出

届出対象 行為	開発行為の場合	建築等行為の場合
	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
届出様式	様式－４	様式－５
添付書類	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上) ②設計図(縮尺 1/100 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書	(都市再生特別措置法施行規則に定める図書) ①敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上) ②建築物の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺 1/50 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書
	【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ①・付近見取り図 ②・立面図 ・各階平面図 ③・位置図 ・土地利用計画図又は配置図 ・求積図(開発区域の面積)	【市の取扱い】(上記に基づく添付図書) ①・配置図 ②・立面図(2面以上) ・各階平面図 ③・位置図 ・求積図(敷地面積) ・求積図(大規模小売店舗立地法に規定する小売業を行う店舗面積〈届出施設が商業施設のときのみ〉)
届出部数	2部(正本・副本)	

注 1) 届出内容の変更

上記の届出内容を変更する場合は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出(様式－6及び上記のそれぞれの場合と同様の添付書類)が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第2項)

注 2) 届出を要しない軽易な行為

かごしまコンパクトなまちづくりプランに記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築、建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない場合があります。(都市再生特別措置法第108条第1項ただし書き)

注 3) 都市機能誘導区域内外の一体的な土地利用の場合

都市機能誘導区域内外で一体的な土地利用による上記の届出対象行為を行う場合、開発区域又は建築物の敷地の過半の属する区域が都市機能誘導区域外の場合は、届出が必要になります。

(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成 29 年 6 月 1 日 <----- 着手日の 30 日前までに届出

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市▽▽町○-□

氏名 株式会社鹿児島市

代表 鹿児島 太郎



開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	鹿児島市 ○○町 ◇◇ 番 (外○○筆)
	2 開 発 区 域 の 面 積	3, 0 0 0 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	平成 29 年 7 月 1 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	平成 29 年 1 1 月 3 0 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) 1 0 区画 鹿児島市△△町○-□ (代理人連絡先) (株)●●設計 担当: ☆☆ 電話: 0 9 9 - ■■■■ - ■■■■

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、


住宅等の新築

建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

平成 29 年 6 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに届出

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇
氏名 鹿児島 花子 印 

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 鹿児島市 □□ 町 ◇◇ 番 (地 目) 宅 地 (面 積) 900 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 平成 29 年 7 月 1 日 (完了予定年月日) 平成 29 年 10 月 30 日 (戸 数) 10 戸 鹿児島市△△町〇-〇 (代理人連絡先) (株)●●設計 担当: ☆☆ 電話: 099-■■■■-■■■■

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係)

行 為 の 変 更 届 出 書

平成 29 年 6 月 15 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市▽▽町○-□

氏名 株式会社鹿児島市

代表 鹿児島 太郎



都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

着手日の 30 日前までに届出

記

1 当初の届出年月日

平成 29 年 6 月 1 日

(当初受付番号: 第 29 居-開-〇号)

2 変更の内容

・住宅用区画数の変更 (10 区画 ⇒ 9 区画)

3 変更部分に係る行為の着手予定日

平成 29 年 7 月 15 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

平成 29 年 11 月 30 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成 29 年 6 月 1 日

← 着手日の 30 日前までに届出

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市▽▽町○-□

氏名 株式会社鹿児島市

代表 鹿児島 太郎



開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	鹿児島市 ○○町 ◇◇ 番 (外○○筆)
	2 開 発 区 域 の 面 積	6, 000 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	商業施設 (店舗面積 : 2, 000㎡)
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	平成 29 年 7 月 1 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	平成 30 年 1 月 30 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の 用途がある場合 飲食店 (床面積 : 500㎡) その用途と面積) 鹿児島市△△町○-□ (代理人連絡先) (株)●●設計 担当 : ☆☆ 電話 : 099-■■■■-■■■■

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

平成 29 年 6 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに届出

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇
 氏名 鹿児島 花子 印 鹿児島

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 鹿児島市 □□ 町 ◇◇ 番 (地 目) 宅 地 (面 積) 500 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	物品販売業を営む店舗 (コンビニエンスストア) (店舗面積 : 200 m ²)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 平成 29 年 7 月 1 日 (完了予定年月日) 平成 29 年 11 月 30 日 (誘導施設以外の用途がある場合 事務所 (床面積 : 50 m ²) その用途と面積) 鹿児島市△△町〇-〇 (代理人連絡先) (株)●●設計 担当 : ☆☆ 電話 : 099-■■■■-■■■■

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

平成 29 年 6 月 15 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所 鹿児島市◇◇丁目〇-〇

氏名 鹿児島 花子



都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

着手日の 30 日前までに届出

記

- 1 当初の届出年月日
日
平成 29 年 6 月 1 日
(当初受付番号: 第 29 都-建-〇号)
- 2 変更の内容
・土地の面積の変更 (500㎡ ⇒ 480㎡)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日
平成 29 年 7 月 15 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日
平成 29 年 11 月 30 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

参考資料（届出様式）

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 鹿児島市長		
		届出者住所
		氏名
		印
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数) (代理人連絡先)

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <p> [住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為] について、下記により届け出ます。 </p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名 印</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積)
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸 数) (代理人連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所

氏名

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。 年 月 日 (宛先) 鹿児島市長 <div style="text-align: right;"> 届出者住所 氏名 印 </div>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の 用途がある場合 その用途と面積) (代理人連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p> } [誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為] </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 鹿児島市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名 印</p>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積)
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (誘導施設以外の用途がある場合 その用途と面積) (代理人連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先) 鹿児島市長

届出者住所

氏名

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。



○お問い合わせ先○

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市計画課 (本庁 東別館 7階)

〒892 - 8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号

TEL : 099-216-1378

FAX : 099-216-1398

E-mail : toshikeikaku@city.kagoshima.lg.jp